



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

所管課(室) 名

・選挙期日及び選挙すべき議員の数

選挙管理委員会書記室

・繰上投票区及び投票期日

//

・投票用紙の様式及び規格

//

・選挙長及び同職務代理者の選任

//

・選挙会を行う場所及び日時

//

・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

//

・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

//

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙の期日 令和7年4月20日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数
西海市選挙区 1人

長崎県選挙管理委員会告示第8号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

市 町 名	繰 上 投 票 区 名	投 票 期 日
西 海 市	第27投票区(江島地区) 第28投票区(平島地区) 第31投票区(釜浦地区(松島)ほか) 第32投票区(外平地区(松島))	令和7年4月19日

長崎県選挙管理委員会告示第9号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

候補者氏名		令和7年執行 長崎県議会議員 補欠選挙投票 ○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 長崎県選挙管理委員会之印
------------------------------	--	--

12.8cm

8.0cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

(表)

(裏)

候補者氏名 ○ 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 点字投票	令和7年執行 長崎県議会議員 補欠選挙投票 長崎県選挙管理委員会之印
--	--

8.0cm
12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
- 2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。
- 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
- 5 右中央部に「けんぎ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第10号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
西海市選挙区	小橋 和 則	長崎県長崎市	木 村 省 三	長崎県長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第11号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選挙区	選挙会を行う場所	選挙会を行う日時
西海市選挙区	長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟401会議室	令和7年4月22日 午前11時00分

長崎県選挙管理委員会告示第12号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年長崎県条例第9号）第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選挙区	くじを行う場所	くじを行う日時
西海市選挙区	長崎市尾上町3番1号 長崎県選挙管理委員会書記室	令和7年4月11日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第13号

令和7年4月20日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- ア 基本日額 10,000円
- イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト